

審 査 基 準

平成27年12月 1 日作成

法 令 名：銃砲刀剣類所持等取締法
根 拠 条 項：第9条の14第3項
処 分 の 概 要：年少射撃資格講習修了証明書の書換え又は再交付
原権者（委任先）：佐賀県公安委員会
法 令 の 定 め： 銃砲刀剣類所持等取締法第5条の3第3項（猟銃及び空気銃の取扱いに関する講習会）、同第9条の14第3項 銃砲刀剣類所持等取締法施行規則第1条（届出及び申請の手続）、同第22条（講習修了証明書の書換え又は再交付の申請）、同第82条（年少射撃資格講習修了証明書の書換え又は再交付の申請）
審 査 基 準：
標 準 処 理 期 間： 再交付にあつては3日、書換えにあつては1日。
申 請 先：住所地を管轄する警察署の生活安全課又は生活安全・刑事課
問 い 合 わ せ 先： 警察本部生活安全部生活安全企画課銃砲・危険物係(電話0952-24-1111 内線3036) 住所地を管轄する警察署の生活安全課又は生活安全・刑事課
備 考：